	附則第九項	別表第一
第五条第一項第二号イ	第五条第一項第一号及び加入者回線単価	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価
算定対象原価（二）		
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入電話の回線を現に加入電話に供しているものの用に供しないものとみなした場合の算定対象原価（二）		
平均原価（二）		
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入電話の回線を現に加入電話に供しているものの用に供しないものとみなした場合の算定対象原価（二）を基礎として算定した基準原価（二）		
各算定対象加入者回線（二）の加入者回線単価（二）		
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入電話の回線を現に加入電話に供しているものの用に供しないものとみなした場合の各算定対象加入者回線（二）の加入者回線単価（二）を基礎として算定した基準単価（二）	第五条第一項第一号イ及び第二号イ並びに加入者回線単価（一）及び加入者回線単価（二）	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一） 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）
平均単価（二）		
平成十八年四月一日以降ＩＰ電話に移行したアナログ加入電話の回線を現に加入電話に供しているものの用に供しないものとみなした場合の各算定対象加入者回線（二）の加入者回線単価（二）を基礎として算定した基準単価（二）		